

中小企業の製造現場における製造派遣の実態について

高田好章（基礎経済科学研究所所員）

6) 考察

- ・派遣労働者

- 1) 高度な専門知識と職業経験・職業能力が必要な専門職

- 2) それほどの職業経験がなくても従事できる単純労働

※これを同じ派遣労働者とすることに、問題がある

- ・製造派遣では、ほとんどの場合後者の職種

- ・中小企業の製造現場では、補助的作業に派遣労働者を使っている、未権利な状態におかれ、短期間の就労についている

- ・現在、労働者派遣法の改正が行われているが、その中では派遣労働者のキャリアアップ（専門職としての職業訓練）を謳っているが、実際には製造派遣はその枠外になる

1) 対象会社・工場の概要・組織と派遣導入

- ・ 中小企業の製造現場における製造派遣の実態を調査した

※映写資料 : その会社の概要と組織

※工場作業風景ビデオを映写 (約3分)

- ・ 派遣労働者の導入

2001年に1社の構内請負(業務請負)の形で始まり、2004年3月以降の製造派遣の合法化と共に、派遣会社が増えた。

- ・ 派遣会社: 4~6社: 派遣労働者30名程度

※配布資料・表1(派遣数)、表2(請求額)

2) 製造予定表の作成からの派遣要請まで

- 最近（2011・2012年度）は生産量の増減と派遣数の増減が完全に一致している : ※配布資料・図2
- 生産予定の作成手順
 - 3か月前～1か月前に受注
 - 前月中頃までに翌月の生産予定を作成
 - 予定調整：製造変更、残業、休日出勤
 - 人員調整：ライン間の移動、アルバイト募集、派遣要請、工場内応援、他事業所からの応援

- ・人材調整方法の変遷

- A) 派遣が入るまで :

- ①残業時間

- ②休日出勤 (土曜日)

- ③アルバイト募集

- ④他事業所から応援 : 特に研究・販管部門から

- B) 派遣導入の初期 :

- ①残業時間
 - ②休日出勤 (土曜日)

- ③アルバイト募集

- ④派遣要請

- ⑤他事業所から応援 : 要請が少なくなった

C) 派遣導入が安定：

①一定数の派遣要請

②残業時間

③休日出勤（土曜日）

④追加の派遣要請 同時に

⑤アルバイト募集

⑥他事業所から応援：要請がほとんどなくなった

・ 実際にどのように派遣要請人数を決めているのか：

※生産計画 2 工 ※映写資料 2 ・ 3

・ 簡単な図で製造ラインの人員配置を示す ※映写資料 4

- 毎月派遣要請数が変動するということは、派遣労働者にとっては仕事がある・ない、という状態。雇用責任のない派遣先企業は、そのことに関わらない

3) 派遣労働者の製造ラインにおける配置数は一定の範囲内

- ・ 派遣労働者は一定の範囲内に抑えている
- ・ 労務費に対する派遣会社支払額 ※配布資料・表 3
10%以内 最近は6%以下
- ・ 製造ラインでの比率： ※配布資料・表 4
派遣労働者：10～19%程度
アルバイト：25%～33%
- ・ 製造ラインでの人員数 ※映写資料 3
正社員・契約社員：70～80名
パートアルバイト：40名
派遣：20名 ※正社員や契約社員は増えていない

※配布資料・表5

- 1ライン当たりの人数

平均：10名に派遣は2名

- 製造ラインにあまりに多くの派遣労働者がいると、製品の品質に大きな危惧が生まれる
- ひとつでも不良品を出すと、全品返品検査。
- 市場に出た商品に不良品がでると、市場回収・広告等多くの費用が発生：市場価格＋販売機会損失賠償で会社が吹っ飛ぶ
- 現場担当者（班長：ライン毎）が大変：現場の作業管理と派遣労働者の管理

4) 派遣労働者の個人別派遣月数と就労時間

- 個別の派遣労働者： ※配布資料・表6 ※映写資料10

派遣期間：平均4か月派遣

年間所定労働時間の2割程度働く

- 短期で派遣労働者は交代している
- 派遣期間2ヶ月以内は半数、1年以内93%

※配布資料・表7

- もしこの工場だけ派遣されているとすれば、
半数は2ヶ月間しか、ほとんどは1年間しか働いていない

- 簡単な作業：

製品の向きを揃える、シール貼り、内・外箱入れ

- 製造派遣の現場では、キャリアアップする作業と期間は与えられていない
- あっても身につくのは手作業における手際の良さである、それは製造ラインではとても重宝であるが、彼／彼女のキャリアアップには何も貢献しない
- ここにあるのは、派遣労働者のキャリアアップには程遠い仕事の内容と就労期間である。

5) 「退職」理由にみる製造現場の現実

- 製造の仕事は共同作業、派遣先従業員と派遣労働者が共同・コミュニケーションとれるかどうかが一番重要
- 「退職」理由 : ※映写資料5
 - 「問題児」：無断欠席が多い、製造業に向かない人
 - ついていけない：一日中立作業、コンベア速度についていけない
 - 「体調不良」が50名中12名：作業に適応できない
- 精神的な問題が出た人、体調不良に結びつく
- 原因をはっきりと述べた人（班長）：勇気ある行動

- 間に合わない・体調不良・精神的・原因明確：合わせて50人中23名もいることが問題
- 共同作業での適応性の問題：ただし、知らない職場ですぐになじめるかどうか

6) 考察

- ・派遣労働者

- 1) 高度な専門知識と職業経験・職業能力が必要な専門職

- 2) それほどの職業経験がなくても従事できる単純労働

※これを同じ派遣労働者とすることに、問題がある

- ・製造派遣では、ほとんどの場合後者の職種

- ・中小企業の製造現場では、補助的作業に派遣労働者を使っていて、未権利な状態におかれ、短期間の就労についている

- ・現在、労働者派遣法の改正が行われているが、その中では派遣労働者のキャリアアップ（専門職としての職業訓練）を謳っているが、実際には製造派遣はその枠外になる